平成３０年（フ）第７８８号
東京都板橋区高島平３丁目11－８－604、前住所東京都目黒区目黒本町４丁目20－７－301
債務者　花輪　友子（旧姓狩野）
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９３号
静岡県浜松市東区北島町891番地　ラックスＴ106
債務者　小林　洋也
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１６９８号
埼玉県蕨市塚越４丁目９番10号　エスポワール蕨101号
破産者　五十嵐里子
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
神奈川県南足柄市沼田97番地１　リバーサイドヒルズ７Ａ、前住所神奈川県厚木市妻田東３丁目10番18―506号
破産者　佐野　達義
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７０１号
神奈川県厚木市船子1583番地１　パークハイツ本厚木1006
破産者　村田　圭輔
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６１号
徳島県阿波市吉野町西条字庄境47番地
破産者　野上　　猛
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２３号
徳島県徳島市八万町内浜64番地の１　内浜ハイツ303号、旧住所徳島県徳島市南二軒屋町石井利1352番地の９　柏原マンション203号
破産者　髙石　順平
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０号
熊本市東区江津１丁目15番20号　ルーベル江津Ｄ棟
破産者　井上　千絵
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５８号
神奈川県秦野市曽屋6033番地の１
破産者　森　　哲
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６６９号
神奈川県秦野市沼代新町５番13号
破産者　須藤工務店こと　須藤　静男
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６７９号
神奈川県秦野市渋沢３丁目38番４号　エムアイハイツ　103号
破産者　保科健太郎
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７１５号
神奈川県平塚市根坂間809番地の10
破産者　三橋　貴子
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９１１号
広島市東区牛田本町２丁目10番27号
破産者　藤原　紀則
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５５号
青森県むつ市大畑町釣屋浜４番地３
破産者　野中　節夫
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
宮城県大崎市三本木字新鹿嶋６番地１　三本木南谷地住宅２号棟312号
破産者　石川　由美
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２４２２号
神奈川県逗子市小坪７丁目15番26号
破産者　谷　　茂樹
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部